

平成32年度及び平成33年度在外教育施設派遣教師の応募について

【受験者用】

受験に当たっての留意事項

以下の点について、あらかじめ十分に理解の上、応募のこと。

- ① 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。また、文部科学省による選考受験後の辞退は認められないこと。
- ② 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。また、管理職であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ③ 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成24年4月12日付け24文科初第37号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教師の資格における配偶者同伴の原則が撤廃されたこと。なお、選考調査票に記載した配偶者同伴の有無について、選考調査票提出後に原則変更が出来ないことに留意の上、よく家族の理解を得ること。
- ④ 配偶者同伴の有無に関わらず、家族の同意を得た上で応募すること。また、配偶者が外国籍である場合、当該国に派遣されるなどが最優先事項とはならないことを十分家庭内で理解しておくこと。
- ⑤ 配偶者を同伴する際、公用旅券の意義を踏まえ配偶者に就労が認められていないこと。また、配偶者が一時帰国する際の規則等については、派遣教師に準じることへの理解を得ること。
- ⑥ 在外教育施設への派遣期間中は、派遣教師等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教師等医療補償制度があること。詳細については、海外子女教育振興財団のホームページにて確認すること。
(URL : <http://www.joes.or.jp/iryo/index.html>)
- ⑦ 在外教育施設派遣教師の在勤手当については、外務公務員の支給水準（外務省法令基準）を参考に、各派遣教師の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基づき決定されること（外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある。）。
- ⑧ 上記のほか、本制度について十分に理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること（虚偽記載や記入漏れがあった場合、遡って派遣教師の委嘱を解くことがある。）。